

# 高齢者の安心確保と 子ども・子育て支援の充実

児童虐待・DV防止対策等の推進について

福 祉 部

児 童 課

# 目 次

## 【児童虐待・DV防止対策等の推進について】

I	児童虐待・DV防止対策の推進	
1	児童虐待防止対策の推進	3
2	DV防止対策の推進	12
3	困難女性支援法施行に伴う取組	14
4	児童委員・主任児童委員活動の推進	14
5	支援の必要性が高い妊産婦への支援	14
II	家庭福祉対策の推進	
1	子育てを応援する経済的支援	15
2	ひとり親家庭等自立支援の推進	15
III	新型コロナウイルス感染症・物価高騰への対応	
1	児童福祉施設等での対応	20
2	ひとり親世帯への経済的支援	20
	資料編	21

# I 児童虐待・DV防止対策の推進

## 1 児童虐待防止対策の推進

### (1) 児童虐待への対応

子どもの権利擁護と家庭養育優先の原則を具体化するため、改定された「兵庫県社会的養育推進計画」（令和2～11年度）に基づき、県では、虐待等により児童養護施設等に入所する児童の養育を支援。そして、複雑化・深刻化し、依然として増加傾向にある児童虐待相談に適切に対応するため、こども家庭センター（児童相談所）や市町の家庭児童相談の支援体制を強化するとともに、児童虐待に対する県民意識を高め、速やかな相談・通告を促すこと等により、児童虐待防止対策を充実強化。

＜児童虐待相談受付・一時保護の状況（神戸市・明石市を含む）＞（単位：件）

区 分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	対前年度比※
こども家庭センター	6,714	8,308	8,816	9,412	9,101	96.7%
うち一時保護	873	1,408	1,387	1,338	1,308	97.8%
市 町	8,045	9,900	10,323	10,788	10,397	96.4%
合 計	14,759	18,208	19,139	20,200	19,498	96.5%

※ 対前年度比：R4年度/R3年度

### ア こども家庭センターの相談支援体制の強化（1,137,703千円）

#### (ア) 専門的な相談支援体制の強化

改正児童福祉法（令和6年4月施行及び令和2年4月施行）等を踏まえ、相談支援体制を強化。

- ・ 児童福祉司の配置（令和5年4月1日現在：県所管129人（児童福祉司任用前講習会又は資格取得講習会受講者9人を含む）うち専門職採用66人）
- ・ 改正児童福祉法で受講を義務づけられている「児童福祉司任用前講習会（延30時間 平成30年度～）」「児童福祉司任用後研修（延30時間 平成30年度～）」等を開催
- ・ こども家庭センター職員に対する経験年数（新任・中堅・指導職員等）、業務内容（職種・専門技術別）等に応じた系統的・体系的な職員研修を実施
- ・ 虐待リスクの適切な評価のもと、児童の家庭復帰を推進するほか、こども家庭センターと施設、市町との連携強化、施設入所児童等の訪問調査、児童家庭支援センターとの連絡調整を担う「児童福祉対策推進員」を配置（各センター：計22人、令和2年度～）
- ・ 対応困難なケース、重篤な被虐待児のケア、親指導等に的確に対応するため、「児童虐待等対応専門アドバイザー」を配置（弁護士25人、医師38人、学識者等79人）
- ・ 法的対応強化のため、弁護士を定期的に配置（豊岡を除く各センター月2回・計12人、平成29年度～）

#### (イ) 子どもの安全確保の徹底

子どもの安全を第一に、こども家庭センターと警察・検察との連携を強化。

- ・ 特に危険を伴う一時保護や家庭復帰後の子どもの安全を確保するため、児童

虐待事案に係る「県と県警の連携に関する協定」を締結（平成 25 年 9 月）

- ・ 児童虐待への対応強化、県警察本部との連携強化を図るため、少年事件の経験を有する現職警察官を配置（計 6 人、令和 2 年度～（尼崎・加東は令和 4 年度～））
- ・ 子どもの安全確保や保護者対応が困難な相談に適切に対応するため、「安全確認指導員」（警察官 O B）を配置（計 7 人、平成 21 年度～）
- ・ 神戸地方検察庁、県警本部、医療機関との連絡会議を実施（平成 26 年度～）（子どもの心理的負担等に配慮した検察・警察との協同面接（被害確認面接）の取組の試行・検討など）
- ・ 県こども家庭センターが受理したすべての児童虐待相談の情報を警察に提供（本年 7 月～）

- (ウ) 「児童虐待防止 24 時間ホットライン」（専用電話相談）の設置（平成 14 年度～）  
中央こども家庭センターに電話相談・通告に対応する電話相談員（児童福祉司任用有資格者）を配置し、夜間、休日の虐待相談・通告への受理体制を強化。

<24 時間ホットライン通告内容別受付・対応状況（令和 4 年度）>（単位：件）

区 分	経 路				対 応 状 況
	警察等	近隣知人	市町等	合計	一時保護（一時保護委託を含む）
養 護	260 (154)	405 (391)	64 (48)	729 (593)	193 (123)
性格行動	37	0	2	39	22
非 行	36	3	0	39	22
合 計	333 (154)	408 (391)	66 (48)	807 (593)	237 (123)

※1 相談、関係機関等からの連絡件数は除く。神戸市・明石市分も除く

※2 ( ) は虐待通告件数を内書き

- (エ) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証  
重大事案の検証のほか、市町の虐待予防に向けた取組等への技術的助言や提言を行う「児童虐待防止委員会」を設置。（平成 13 年度～）

※平成 13 年 8 月、尼崎市での小学 1 年男児の虐待死亡事件を機に設置

- (オ) 虐待をした親等への家族再統合の支援  
子どもの安全確保を最優先としつつ、虐待をした親等の養育力の向上、家族の再統合に向けた支援を実施。

- ・ 保護した子どもの家庭復帰の適否等を評価・助言する第三者機関として、弁護士、医師、学識者等による「家庭復帰等評価委員会」を県独自に各こども家庭センターに設置（平成 21 年度～）

- (カ) 子どもの権利擁護のための意見表明支援（令和 3 年度～）

子どもの権利擁護のため、一時保護や施設入所措置等に係る子どもから第三者への意見表明の申出があれば、兵庫県弁護士会に「意見表明支援員（弁護士）」の

派遣を依頼し、子どもとの面接を実施。

<令和3年度実績> 26件（一時保護中児童）

<令和4年度実績> 61件（一時保護中児童 51人、施設入所児童 10人）

※令和4年4月1日より入所児童にも対象拡大

(キ) 児童虐待防止 SNS 相談事業（令和5年2月～）

児童虐待の未然防止や早期発見の観点から全国どの地域においても、子どもや家庭から SNS 相談ができるよう、国が開発した相談システムを活用し、SNS 上で相談できる体制を構築。

(ク) 一時保護所の整備・検討

近年、児童虐待相談の増加に伴い一時保護件数が増加しているが、一時保護所が中央こども家庭センター1か所しかないため、一時保護委託件数は高止まり。

令和3年1月の「一時保護所のあり方検討部会」の報告を踏まえ、県内でも特に児童虐待相談件数、一時保護件数が多い阪神間に一時保護所を整備（旧川西こども家庭センター跡地。令和7年4月開設予定 2,731 m<sup>2</sup> RC3階建）するとともに、老朽化や家庭的環境整備への対応が急務となる現在の一時保護所（中央こども家庭センター含む）の移転整備等を検討。

<令和5年度>

旧川西こども家庭センター既設建物の解体工事及び新築工事等を実施。



イ 市町における相談援助体制の強化支援（175,370千円）

県では中核市による児童相談所設置を促し、尼崎市及び西宮市からは研修生を受入れている。

(ア) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

児童家庭相談の第一義的な窓口である市町が中心となって、虐待の疑いのある子ども等に対して学校、保育所や地域での見守り、相談援助を行うことができるよう、市町が設置する「要保護児童対策地域協議会」(※)（平成18年度、全市町で設置済）への技術的支援・助言を実施。

※ 協議会の構成機関（市町児童家庭相談担当課が事務局）

市町、こども家庭センター、民生委員・児童委員、保育所・幼稚園、学校、警察、医療機関等

(イ) 県・市町合同研修会の開催、市町職員等の資質向上支援

- ・ 市町職員等を対象に、困難な保護者対応等の専門研修、指導者研修（平成28年度～）のほか、「児童福祉司任用資格取得講習会」（平成22年度～）を実施
- ・ 児童福祉法により義務付けられている専門職（社会福祉士、精神保健福祉士など児童福祉司任用有資格者）を配置するとともに、研修受講を義務付けされ

た担当者に対する研修を実施（平成 29 年度～）

- ・ 「要保護児童対策地域協議会」の効果的な運営のほか、こども家庭センター（市町版）の設置促進、市町職員の専門性の向上及び関係機関との連携・役割分担等に関して、実践事例の紹介やグループワーク等を実施

(ウ) 新たな子育て家庭支援基盤整備の支援

改正児童福祉法施行により、新たに創設・拡充される市町事業について、国の子育て支援対策臨時特例交付金の趣旨を踏まえ、先行して実施する市町を支援。

<令和 5 年度主な実施事業>

- ・ 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業
- ・ 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業
- ・ 保護者支援臨時特例事業

ウ 児童虐待防止医療ネットワークの推進（2,358 千円）

地域の医療機関における児童虐待対応の体制整備を図るため、県立尼崎総合医療センターを中心に児童虐待対応ネットワークづくりを推進。

(ア) 地域の医療機関からの児童虐待対応に関する相談窓口の設置

(イ) 保健医療従事者への教育研修等の実施

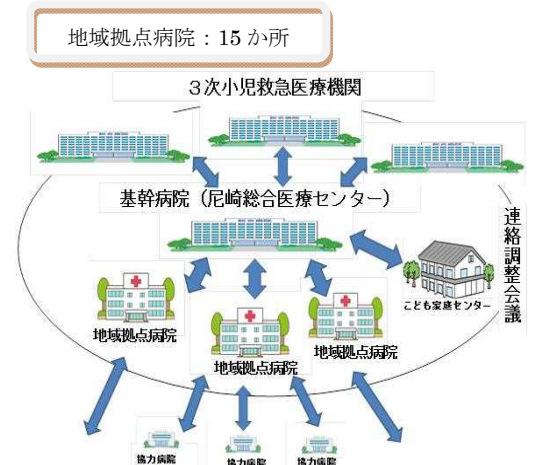
<令和 4 年度実施数> 41 回

(参加延べ人数 770 人)

<研修内容>

- ・ 医療機関向け虐待対応プログラム
- ・ 被虐待児診察技術研修

(ウ) 医療的ケアを要する児童の一時保護委託先の確保



エ 児童虐待防止に向けた地域との連携強化（71,370 千円）

(ア) 関係機関と連携した児童虐待防止の広報啓発（オレンジリボンキャンペーン）

こども家庭庁が「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施する 11 月を中心に、県の児童虐待防止のシンボルマーク「オレンジリボン はばタン」（平成 25 年度作成）を活用した広報啓発を展開。

- ・ 児童虐待防止に理解と熱意のある県内の団体、企業（「ひょうご児童虐待防止サポーター」）と協働で、新聞広告やグッズによる啓発活動を実施。



<協賛団体・企業（10 団体・企業）>

団体：県保育協会、県私立幼稚園協会、  
県社会福祉士会 等

企業：アスタップ（株） ヴィッセル神戸



- ・ 「児童虐待に関する県民意識調査」(※令和4年度実績)で、男女とも30歳以下の若い層を中心に関心が低かったことを踏まえ、ヴィッセル神戸サッカー会場で「オレンジリボンはばタン」を活用した啓発活動を実施することにより、児童虐待防止の関心が低い若年世代への啓発を実施。

- <実施日> 令和5年11月(予定)
- <場 所> ノエビアスタジアム神戸
- <内 容> 観戦者へのオレンジリボン啓発



(イ) 地域の児童委員・主任児童委員活動との連携強化等

児童委員・主任児童委員による個別援助・見守り活動の強化 (県民生委員児童委員連合会の協力のもと「ひょうごオレンジネット」(児童虐待防止活動)の推進)や「子育て応援ネット」によるSOSキャッチ活動を支援。

(ウ) 子育て短期支援事業 (ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)

保護者が病気などで、子どもの養育が一時的に困難となった場合に、子どもを児童養護施設等で預かることで、安心して子育てできる環境を整備。

**オ 児童家庭支援センターの運営支援 (59,466千円)**

地域の児童・家庭福祉の向上を目的として設置された児童家庭支援センターの運営を支援 (児童養護施設に附設)。地域で見守りが必要な子どもや家庭からの相談に応じ、継続的に指導を行うほか、夜間等24時間の相談にも対応。

<主な事業の内容>

社会福祉士、臨床心理士等が専門的な知識・技術をもって対応。

- ・ 市町の求めに応じ、技術的助言や援助の実施
- ・ こども家庭センターからの委託により、一時保護解除や施設退所後間もない子どもや家庭等への継続的指導の実施
- ・ 里親等からの相談に応じ、必要な支援の実施

<県内の設置状況>

所 管	施 設 名	所 在 地	設置時期
県	すみれ	姫路市	H14.4
	キャンディ	尼崎市	H14.4
	すずらん	たつの市	H21.4
	虹の丘	加古川市	H21.6
	リボン	朝来市	H21.7
	子そだてサポートひかり	宝塚市	H23.4
神戸市	神戸真生塾 子ども家庭支援センター	神戸市	H17.4
	児童家庭支援センターしらゆり	神戸市	H28.4
	児童家庭支援センターおるおるステーション	神戸市	R2.3
明石市	児童家庭支援センターかりん	明石市	R2.8

## (2) 社会的養育推進体制の推進

子どもが権利の主体であることを具現化し、家庭養育を優先するため、兵庫県社会的養育推進計画に基づき、児童養護施設等に入所、又は里親に委託する子どもに対する支援を充実強化。

### ア 児童養護施設入所等児童への支援（6,807,414千円）

児童養護施設等の運営を支援するとともに、施設退所児童への支援を行うことにより児童の自立を支援。

#### (7) 被虐待児童等の自立支援を行う児童養護施設・乳児院の運営支援

<施設数・定員（令和5年4月1日現在）>

区 分	県所管		神戸市所管		明石市所管	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
児童養護施設	19	755	13	535	1	30
グループホーム	7	41	0	0	0	0
乳児院	5	93	3	70	1	25

#### (イ) 入所の児童への学習支援

児童養護施設に大学生等を学習補助ボランティアとして派遣し、子どもへの学習指導を行うことにより、子どもの基礎学力の向上を支援。

#### (ロ) 児童養護施設や里親の下で育つ子ども応援プロジェクト（平成28年度～）

高等学校等でのクラブ活動や企業でのインターンシップ、大学、専門学校等への進学時に奨学金（入学一時金）を助成。また、施設等退所後児童を含め、自立支援セミナーや企業と連携した就職支援セミナー、職場見学会を開催するなど、児童養護施設や里親家庭等で育った子どもたちの自立や夢の実現を応援。

<令和4年度実績>クラブ活動等支援38人、就業支援84人、大学等進学支援26人

#### (エ) 社会的養護自立支援事業の実施（平成29年度～）

里親委託や児童養護施設等の退所児童（18歳・措置延長の場合は20歳）のうち、引き続き支援が必要な児童について、原則22歳に達する日の年度末日まで個々の状況に応じて支援を継続。

#### (オ) 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業（平成28年度～）

児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者及び児童養護施設等入所中又は里親等への委託中の者に対して、安定した生活基盤を築き円滑な自立を支援するため、県社会福祉協議会において貸付。



貸付種類	生活支援費	家賃支援費	資格取得支援費
貸付対象者	施設等退所者又は里親等委託解除された者		施設等入所中又は里親等委託中の者
	①大学等在学者	①大学等在学者 ②就職している者	③資格取得希望者
貸付期間	大学等在学期間	①大学等在学期間 ②最長2年	
貸付額	月額5万円	家賃相当額 ※生活保護住宅扶助額を上限	25万円以内
貸付利子	無利子		
返還免除条件	①大学等卒業後1年以内に就職し、かつ、5年間就業を継続すること。 ②5年間就業を継続すること。		③2年間就業を継続すること。
貸付実績	22件	30件	18件

※ 貸付実績は、令和4年度末までの累計

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的に厳しい状況にある退所者等を支援するため、貸付金額の増額等の拡充

生活費貸付：就職者、進学者とも12か月限定で8万円に拡充

家賃貸付：就職者3年間に延長

※ 申請時期を退所時に限定せず、退所後5年まで延長し、退所後の状況変化にも対応

(カ) 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）への支援

義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童等の社会的自立を促進する自立援助ホームの運営を支援。

<設置数> 県5か所、神戸市1か所、明石市1か所

(キ) 児童養護施設等児童進学支援事業（令和2年度～）

児童養護施設や里親の下で育った児童が大学等へ進学した場合に、大学等のオンライン授業に対応できるよう、パソコンやWi-Fi等の環境整備に必要な経費を支援。

<令和4年度実績> 大学等進学者20名

イ 児童養護施設等の施設整備への支援(188,421千円)

県所管の児童養護施設、乳児院等が実施する、小規模化（小規模グループケア、分園等）、高機能化、多機能化等を進めるための整備工事や施設の拡張工事に係る費用の一部を支援。

<令和5年度の整備計画> 児童養護施設 2か所

ウ 里親制度の推進（58,773千円）

家庭での養育が困難な子どもを受け入れて養育する里親を支援するとともに、里親委託を促進。

<里親委託の推移> (各年度3月31日現在)

(単位：組・人)

区 分	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
登録里親数	419	403	433	478	515
受託里親数	141	134	140	145	156
委託児童数	219	224	224	230	236

(参考) 令和5年4月1日現在 神戸市:登録里親 174組、受託里親 46組、委託児童 62人  
明石市:登録里親 65組、受託里親 14組、委託児童 23人

<里親等委託率の状況> (各年度3月31日現在)

区 分	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
県委託率	19.3%	21.1%	22.6%	23.4%	25.1%
国委託率	20.5%	21.5%	22.8%	23.5%	—

(ア) 民間委託のモデル実施

豊岡こども家庭センター管内での里親支援業務の民間委託の検討結果を踏まえ、民間事業者への一部業務の先行委託を実施。

<実施内容> ① 里親会等と連携した相談会・出前講座等

② 但馬地域での里親研修のサテライト開催

<実施手法> 民間事業者へ委託

(イ) 里親支援センターの開設準備支援

センター開設(※)に向けた開設準備経費を委託予定法人に補助。

※ 改正児童福祉法に基づき、令和6年度から開設の予定

<実施か所数> 4か所(西宮、川西、姫路、豊岡こども家庭センター管内)

<対象経費> 準備期間の人件費、備品(机、椅子、パソコン) 等

<補助率> 定額

<補助上限額> 8,000千円/か所

(ウ) 全県におけるフォスタリング業務の推進

民間委託を推進する観点の実施内容を強化し、担い手育成、地域での支援を充実。

<リクルート(里親新規開拓)>

○ 広報、啓発活動

○ 里親説明会、相談会、出前講座

<研修・トレーニング>

○ 基礎・認定前・更新研修 等

○ 未委託里親トレーニング

<マッチング>

○ 週末里親事業

○ 里親への委託前養育等支援事業

<委託後支援・交流>

○ 里親里子交流事業

○ 里親賠償責任保険事業

(エ) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の運営支援

養育里親経験者等が養育者となり、自宅で児童（定員6人）を受け入れ、生活習慣や豊かな人間性や社会性を養い、児童の自立を支援。

＜設置数（令和5年4月1日現在）＞ 21か所

（県14か所（西宮市、川西市、三田市、丹波篠山市、丹波市、三木市(2)、宍粟市、姫路市(4)、洲本市、淡路市）、神戸市6か所、明石市1か所）

## エ 全国里親大会兵庫大会の開催支援（500千円）

全国の里親が一堂に会する第68回全国里親大会が兵庫で開催されるため、開催地自治体として負担金を交付。

＜主 催＞ こども家庭庁、(公社)全国里親会、全国里親大会兵庫大会実行委員会

＜開 催 日＞ 令和5年10月28日(土)、29日(日)

＜開催場所＞ 神戸国際会議場

＜実施内容＞ 行政説明、基調講演、シンポジウム

＜参加者数＞ 約500人

## オ ケアラーバー（社会的養護経験者）の支援の充実（35,967千円）

児童福祉法改正により、令和6年度からケアラーバーの実態把握と必要な支援が県の業務に位置づけられるため、実態把握調査の実施と検討委員会による支援策の検討、自立支援拠点の整備を実施。

(ア) 社会的養護自立支援の実態把握

＜実施内容＞

○ 実態把握調査(アンケート調査、インタビュー調査)

- ・ 調査項目 就労・就学、住まい・家計の状況 等
- ・ 対象者 平成30～令和4年度に退所した18歳以上の者

○ 支援のあり方検討委員会

- ・ 検討内容 実態把握調査の内容、調査結果検証、支援策検討
- ・ 回数 4回

(イ) 社会的養護自立支援拠点の整備支援

＜補助対象＞ 児童養護施設等

＜対象経費＞ 社会的養護自立支援拠点開設に要する相談室や交流スペース等整備費

＜負担割合＞ 国2/3、県1/12、事業者1/4

## カ 認知機能の強化（1,345千円）

(ア) 児童養護施設の対応力向上研修

- ・ 対象者 児童養護施設従事者
- ・ 研修内容 児童養護施設内での発達に特性を持つ児童への支援方法等

(イ) 認知機能向上に向けたトレーニングの支援

- ・ 補助対象 児童養護施設
- ・ 対象経費 認知トレーニングに必要な学習教材、運動トレーニング器具、講師派遣費等

- ・ 補助基準額 25,000 円(対象児童 1 人あたり)
- ・ 負担割合 国 1/2、県 1/2

### (3) 県立明石学園、県立清水が丘学園における児童の自立支援 (452,588 千円)

#### ア 明石学園 (児童自立支援施設) の運営

不良行為をした児童(おそれのある児童を含む)など生活指導等を要する児童を入所させ、「小舎夫婦制」による寮舎運営により、家庭的な雰囲気の中で指導を行い、自立を支援。

＜措置児童数の状況 (令和 5 年 4 月 1 日現在)＞ (単位：人)

窃盗	恐喝暴力	家出浮浪	性的非行	強盗傷害	金品持出	施設不適応	その他	合計
4	1	3	3	1	1	7	7	27

#### イ 清水が丘学園 (児童心理治療施設) の運営

家庭環境や学校での人間関係等が原因となって、社会生活への適応が困難となった児童を入所・通所させ、心理治療等を通じて児童の自立を支援。

＜措置児童数 (令和 5 年 4 月 1 日現在)＞ 入所 36 人、通所 4 人

## 2 DV防止対策の推進

### (1) 配偶者等からの暴力 (DV) 防止対策の推進 (230,539 千円)

「兵庫県DV防止・被害者保護計画」(計画期間 平成 31～令和 5 年度)に基づき、女性家庭センターをはじめ、庁内関係部局、県警本部、市町、民間団体、関係施設等の密接な連携により、相談、一時保護、自立支援、専門人材の育成を推進。

＜DV相談・一時保護等の状況＞ (単位：件)

区分	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	対前年度比
女性家庭センターDV相談	599	776	816	684	647	94.6%
うち一時保護	115	106	85	81	68	84.0%
市町	12,705	12,304	14,029	12,805	12,309	96.1%
県関係機関 (県警・こども家庭センター等)	5,839	6,091	6,085	6,497	6,496	99.9%
計	19,143	19,171	20,930	19,986	19,452	97.3%

(参考) 女性家庭センターの相談総件数 R4 年度：2,375 件  
※対前年度比：R4 年度/R3 年度

#### ア 関係機関との連携による相談・一時保護体制の充実

(ア) DV相談の増加、深刻化が懸念されるため、国が 24 時間の相談体制を構築。

- ・ DV相談+ (プラス) 0120-279-889 (24 時間)  
＜全国相談実績＞ 52,697 件 (2 年度)、42,187 件 (3 年度)  
20,745 件 (4 年 4 月～9 月)
- ・ DV相談ナビダイヤル #8008 (はれれば)

(イ) 女性家庭センター (県配偶者暴力相談支援センター) の DV相談 (休日・夜間を含む)、一時保護の実施、一時保護所に心理判定員や児童学習等支援員を配置し、

カウンセリングや学習支援等を実施。

＜相談時間＞ 毎日 9:00～21:00 緊急時は 24 時間対応

(ウ) 民間支援団体等と連携した休日・深夜等の緊急時に迅速に対応するため県内外の民間シェルターや社会福祉施設に女性家庭センターが一時保護委託の実施。

＜令和 4 年度実績＞ 47 件（委託契約施設数 29 か所(NPO、社会福祉施設等)

(エ) 女性家庭センターによるDV法律相談の実施。（令和 4 年度実績：143 件）

(オ) 女性家庭センターにDV相談アドバイザーの配置（令和元年度～）

(カ) DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業（令和 2 年度～）

民間シェルター運営団体と連携し、DV被害者の自立に向け、同伴児も含めた、切れ目のない、きめ細かい支援を実施。

(キ) 民間団体への委託事業として被害者・同伴児に対するカウンセリング、被害者外出時の同行サポート・同伴児の保育等の実施のほか、女性家庭センター等でDV被害者の自立を支援するため生活支援や心理療法を実施。

(ク) 民間シェルター運営の支援

DV被害者が避難する民間シェルターに対して、シェルター新規開設に必要な初度備品購入経費、シェルター借り上げ経費の一部を支援。

## イ 市町におけるDV防止対策の取組支援

(ア) 市町基本計画の策定

県内 41 全市町において、市町基本計画を策定し、啓発等によるDV防止から自立支援までの切れ目のない施策を実施。

(イ) 「配偶者暴力相談支援センター」の設置

17 市町設置済。未設置市町には、「市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置促進のための手引き」を活用し、設置を促進。

## ウ 被害者支援の強化

(ア) 県営住宅を活用した一時入居住宅（ステップハウス）の設置（3 戸）

自立意欲があるにもかかわらず、住宅の確保が困難な者に対する住宅を提供。

(イ) 県市町公営住宅における優先入居の実施

国土交通省通知（R4. 1. 25）により婦人相談所等によるDV証明書の発行を受けた者の優先入居を追加。

(ウ) 婦人保護施設、母子生活支援施設への入所

## エ DV防止のための啓発

NPOとの協働によるDV防止出前講座及びデートDV防止等出前講座の実施。

## オ 人材の育成と連携強化

(ア) 女性家庭センターによる市町、専門機関、NPO・民間団体向け支援者専門研修DV相談基礎研修、DV相談応用研修、テーマ別実務者研修等の実施。

(イ) 関係機関、民間団体等が参画する「ひょうごDV防止ネットワーク会議」の開催。

[県関係機関(6)、市町(1)、国関係機関(5)、関係団体(6)、民間支援団体(2)]

## カ 県DV防止・被害者保護計画の改定

現行計画（第4期計画、計画期間 平成31～令和5年度）が5年度末までとなることから、次期計画を策定する。

※ 改定後計画期間：令和6～10年度（5年間）

## 3 困難女性支援法施行に伴う取組（600千円）

令和6年4月の困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、新たに県基本計画を策定するとともに、婦人保護所、婦人保護施設（2か所）関係条例の改正

※ 計画期間：令和6～10年度（5年間）

## 4 児童委員・主任児童委員活動の推進（146,107千円）

地域における児童福祉活動の中心的な担い手として、子育て家庭への身近な相談や支援を行う児童委員・主任児童委員の活動を推進（令和4年12月一斉改選）。

<委 嘱 定 数> 児童委員 9,621人、主任児童委員 717人

（令和5年4月1日現在 政令市・中核市を含む）

<活動費用弁償> 児童委員1人あたり年額30,100円（市町に補助）

<委員の活動内容> ・地域住民からの子育てや家庭問題等の相談

・「ひょうごオレンジネット」（児童虐待防止活動）の推進等

## 5 支援の必要性が高い妊産婦への支援（35,000千円）

### (1) 特定妊婦等居場所確保・自立支援事業（35,000千円）

予期せぬ妊娠など支援の必要性が高い妊産婦を受入れる場所を確保し、関係機関が連携して策定した自立支援計画に基づき、産前産後の心理的ケアや保健指導、生活相談、就労支援を行うとともに、自立に向け、県営住宅・民間住宅をステップハウスとして見守りを行うなどの支援を実施。

<委託事業者> 公益社団法人小さないのちのドア

<就業支援> 兵庫県社会福祉法人経営者協議会との協定に基づく就労支援

### (2) 課題を抱える妊産婦支援プロジェクト（5,300千円）

ふるさとひょうご寄附金を活用し、課題を抱える妊産婦が実家のような頼れる居場所に出会い、安心して出産でき、自立や夢が実現できるよう応援プロジェクトを展開。

<内 容> ・出産準備支援事業（出産育児一時金の超過負担分を支援）  
・資格取得支援事業（各種資格取得等に要する経費を支援）  
・自立準備支援事業（自立に必要な生活必需品購入費を支援）  
・妊産婦ホストファミリー（週末里親型）の運営

## Ⅱ 家庭福祉対策の推進

### 1 子育てを応援する経済的支援

#### (1) 児童手当の支給（11,455,898千円）〈県所管：全市町〉

次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援するための手当を支給。

〈支給対象児童〉 中学校修了まで(15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童)

〈手当額〉

3歳未満		月額 15,000円
3歳以上小学校修了前	第1・2子	月額 10,000円
	第3子以降	月額 15,000円
中学生		月額 10,000円
特例給付（所得制限限度額～所得上限限度額）		月額 5,000円

〈所得制限限度額〉 基準額 年収960万円(夫婦、児童2人)以上の場合は特例給付として支給。平成24年6月分から適用

〈所得上限限度額〉 基準額 年収1,200万円(夫婦、児童2人)以上の場合は特例給付を廃止(資格喪失)。令和4年6月分から適用

〈実施主体〉 市町(公務員については各所属)

#### (2) 特別児童扶養手当の支給（事務費21,079千円）〈県所管：政令市除く。事業費は国から市町へ直接交付〉

20歳未満の身体又は精神に重度若しくは中度の障害のある児童を養育する父もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している者に手当を支給。

〈手当額〉 1級(重度) 月額53,700円、2級(中度) 月額35,760円(令和5年4月～)

〈令和4年度支給実績〉 (単位：人)

支給対象児童数 (R5.3月末)		
1級	2級	合計
4,331	11,628	15,959
(3,208)	(8,272)	(11,480)

※ ( ) は県所管(神戸市以外)分

### 2 ひとり親家庭等自立支援の推進

ひとり親家庭の自立と生活の安定を図るため、改定された「兵庫県ひとり親自立促進計画」(令和2～6年度)に基づき、児童扶養手当や自立支援給付金の支給、母子・父子自立支援員による相談等を実施。

(1) 児童扶養手当の支給 (669,339 千円) (県所管：郡部)

ひとり親家庭の保護者に手当を支給。

<手当額> (令和5年4月～) (単位：月額 円)

区 分	第1子		第2子加算		第3子加算	
	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
支給額	44,140	44,130～ 10,410	10,420	10,410～ 5,210	6,250	6,240～ 3,130

<令和4年度支給実績> 受給者数 34,436人 (うち県所管(郡部) 1,354人) (R5.3月末)

(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付 (320,724 千円) (県所管：政令市・中核市除く)

経済的自立の支援と生活の向上を図るため、修学資金等を貸付。

[貸付金種類]
事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金 (計12種類)
[貸付条件等]
・利 子：無利子又は年利1.0% (貸付金の種類、保証人の有無により異なる) ・償還方法：一定の据置期間の後 3～20年 (貸付金の種類によって異なる)

<令和4年度貸付実績> (単位：件、千円)

区 分	修学	技能 習得	修業	生活	医療 介護	転宅	就学 支度	合 計
件数	341 (229)	9 (5)	2 (1)	9 (5)	1 (0)	8 (0)	75 (43)	445 (283)
貸付 金額	233,587 (153,539)	6,568 (3,508)	989 (269)	3,229 (2,085)	112 (0)	1,626 (0)	26,288 (14,335)	272,399 (173,736)

※ ( ) は県所管(政令市、中核市以外)分

(3) ひとり親家庭就業支援事業 (36,954 千円)

ア 高等職業訓練促進給付金の支給 (県所管：郡部)

母親(父親)の就職、生活安定に資する資格取得を促進するため、修学中の一定期間について給付金(生活費の補助)を支給。

<対 象 者> 児童扶養手当受給者等

<対 象 資 格> 修学期間1年以上の資格、通信講座も可

※ 令和3～5年度に限り、修学期間6か月以上の資格も可

<支 給 期 間> 4年上限(法令等で定められている修学期間)

<支 給 額> 住民税非課税世帯 100千円/月 (最終1年間は140千円)

住民税課税世帯 70.5千円/月 (最終1年間は110.5千円)

<令和4年度支給実績> 受給者 335人、支給額 351,065.5千円

(うち県所管《郡部》 受給者 21人、支給額 21,712.5千円)

イ 高等職業訓練促進資金貸付事業の実施 (県所管：政令市以外)

【訓練促進資金】(平成28年度～)

高等職業訓練促進給付金による修学を容易にするため、入学準備金や就職準備金



を県社会福祉協議会において貸付。

- <対 象 者> 児童扶養手当受給者等(高等職業訓練促進給付金の支給対象者)
- <貸 付 額> 入学準備金 500,000 円以内、就職準備金 200,000 円以内
- <償 還 免 除> 養成機関卒業後 1 年以内に資格を活かして就職し、5 年間従事
- <令和 4 年度貸付実績> 貸付者 69 人、貸付額 21,964 千円  
(うち県所管《神戸市以外》貸付者 44 人、貸付額 14,324 千円)

#### 【住宅支援資金】(令和 3 年度～)

ひとり親に対する生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進するため、入居している住宅家賃に対する資金を県社会福祉協議会において無利子で貸付。

- <対 象 者> 児童扶養手当受給者等
- <貸 付 額> 12 か月の範囲内で上限 4 万円/月
- <償 還 免 除> 安定的な就労につながり、1 年間就労を継続
- <令和 4 年度貸付実績> 貸付者 234 人、貸付額 27,216 千円  
(うち県所管《神戸市以外》貸付者 224 人、貸付額 23,369 千円)

#### ウ 自立支援教育訓練給付金の支給(県所管：郡部)

母親(父親)の主体的な職業能力開発の取組を支援するため、教育訓練講座の受講料の一部を支給。

- <対 象 者> 児童扶養手当受給者等
  - ※ 平成 29 年度から雇用保険法による教育訓練給付受給資格者も対象。
  - ※ 令和元年度から高等職業訓練促進給付金との併給可。
- <支 給 額> 教育訓練給付(雇用保険法)
  - 受給資格無：受講費用の 6 割(上限 20 万円)
  - 受給資格有：受講費用の 6 割と教育訓練給付金の差額(上限 20 万円)
  - ※ 専門実践教育訓練給付対象講座：上限 40 万円×修業年数
- <令和 4 年度支給実績> 受給者 139 人、支給額 23,864 千円  
(うち県所管《郡部》受給者 8 人、支給額 1,739 千円)

#### エ 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金の支給(県所管：郡部)

母親(父親)及びその児童のより良い就職、転職を可能にし、正規雇用へつなげるため、高等学校卒業程度認定試験(文部科学省実施)合格のための講座(通信講座含む)の受講者に受講料の一部を支給。

- <対 象 者> 児童扶養手当受給者等及びその児童
- <支給額>  
通信制の場合

- ① 受講開始時：受講費用の 40% (上限 10 万円)
- ② 受講修了時：受講費用の 10% (①+②の上限 12 万 5 千円)
- ③ 合 格 時：受講費用の 10% (①+②+③の上限 15 万円)

通学又は通学及び通信併用の場合

- ① 受講開始時：受講費用の 40%（上限 20 万円）
- ② 受講修了時：受講費用の 10%（①+②の上限 25 万円）
- ③ 合格時：受講費用の 10%（①+②+③の上限 30 万円）

（受講修了日から 2 年以内に高卒認定試験に全科目合格の場合）

(4) 母子・父子自立支援員による相談

ひとり親家庭及び寡婦に対し、生活一般、就業、貸付金、その他自立に必要な相談・指導を実施。

<配置状況> 郡部所管の県健康福祉事務所及び各市に配置

<令和 4 年度相談取扱状況> (単位：件)

相談件数	内容別内訳			
	生活一般	児童	経済的支援	その他
14,196 (594)	5,726 (204)	1,685 (22)	6,559 (354)	226 (14)

※政令市、中核市除く

※（ ）は県所管(郡部)分

(5) ひとり親家庭等特別相談事業の実施 (2,656 千円) (県所管：政令市、中核市除く)

ひとり親家庭及び寡婦に対し、弁護士による専門的な法律相談を実施。

<相談方法> 常設相談：弁護士事務所での面接や電話による相談（随時）

オンライン相談：福祉事務所等においてオンラインで行う相談

(年 12 回)

<令和 4 年度相談取扱状況>

(単位：件)

相談件数	内容別内訳				
	離婚、慰謝料 養育費、認知等	財産相続 財産処分	土地、金銭貸 借等	損害賠償、 交通事故	その他
51	35	10	2	0	4

(6) ひとり親等日常生活支援事業の実施 (2,009 千円) (県所管：政令市、中核市除く)

ひとり親家庭や寡婦の日常生活を支援するため、修学や疾病などにより一時的に生活援助や保育サービス等が必要な場合に「家庭生活支援員」を派遣。

<利用料>

利用世帯の区分	利用者の負担額（1時間あたり）	
	子育て支援	生活援助
生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	0 円	0 円
児童扶養手当支給水準の世帯	70 円	150 円
上記以外の世帯	150 円	300 円

<令和 4 年度利用実績> 生活援助 延べ 689 時間（2 市）

(7) 母子・寡婦福祉大会の開催（460 千円）

県内の母子、寡婦が一堂に集い、助け合いながら家庭づくりに努めることを誓うとともに、県民への理解を深めるための福祉大会を開催。

＜開催日＞ 令和5年10月15日（日）

＜場 所＞ 兵庫県民会館「けんみんホール」

(8) 母子・父子自立支援プログラム策定員による自立支援（12,384 千円）

児童扶養手当受給者を対象に、個々の家庭の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、自立・就業に向けた取組を支援

＜令和4年度策定実績＞ 21 件

(9) 母子・父子自立支援員スキルアップ研修事業（561 千円）

ひとり親家庭の親の身近な相談窓口となる母子・父子自立支援員に対して、就労支援の他、離婚前後に直面する慰謝料、養育費、面会交流等に係る支援について研修会（年6テーマ）を開催。

(10) ひとり親家庭実態調査事業（1,305 千円）

ひとり親家庭の状況を把握し、子育てしやすい環境整備に向けた施策を検討するため、ひとり親家庭の実態調査を実施。

＜対 象＞ 県内（政令市、中核市を除く）在住の母子及び父子世帯

（母子）約 3,000 世帯 （父子）約 500 世帯 計約 3,500 世帯

(11) 養育費履行確保等支援事業（1,320 千円）

養育費の履行確保を支援するために、公正証書作成費等を補助するとともに、継続した養育費支払いの履行確保を図るために、養育費保証契約の初回保証料を補助。

＜対 象 者＞ 郡部に居住する離婚を考える父母及び離婚後のひとり親  
※20歳未満の子を養育する者。

＜支 給 額＞ 公正証書作成等にかかった経費の実費（上限：30 千円）  
保証会社と養育費保証契約を締結した際の初回保証料  
（上限：50 千円）。

(12) 母子家庭等医療費給付事業〔国保医療課で福祉医療制度として実施〕

ひとり親家庭の親と子、遺児の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合に、医療保険制度での本人負担額の一部を助成。

外来：1 医療機関等あたり 1 日 800 円（低所得者は 400 円）を限度に月 2 回まで

入院：定率 1 割負担（負担限度額 3,200 円（低所得者 1,600 円）/月）

### Ⅲ 新型コロナウイルス感染症・物価高騰への対応

#### 1 児童福祉施設等での対応

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（令和5年度：100,000千円）

各施設において、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止対策を行いつつ、事業を継続していくために必要な人件費、個室化改修、衛生用品購入、職員のPCR検査費用、高等学校等のオンライン事業に対応するためのパソコン購入や環境整備経費等を支援。

＜対象施設＞ 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、児童家庭支援センター、母子生活支援施設、婦人保護施設

#### 2 ひとり親世帯への経済的支援

(1) 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）〈県所管：郡部〉

（令和5年度6月補正：163,000千円）

食費等の物価高騰の影響を受け、家計が悪化している低所得のひとり親世帯に対し、特別給付金を支給。

＜支給対象者＞

- ・ 令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている者
- ・ 公的年金給付等により令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない者（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る）
- ・ 食費等の物価高騰の影響で家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当を受給している者と同水準の者

＜支給額＞ 児童1人あたり5万円

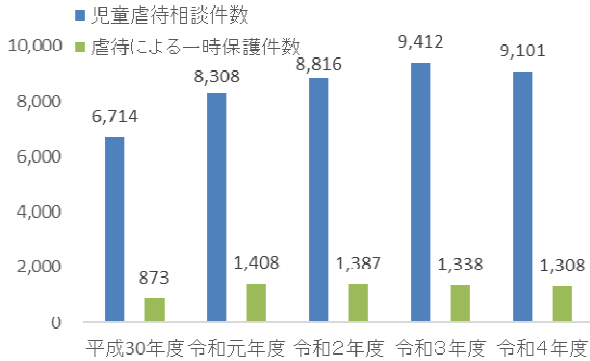
＜令和4年度支給実績＞ 支給件数：1,466件（児童数：2,328人）

支給額：116,500千円

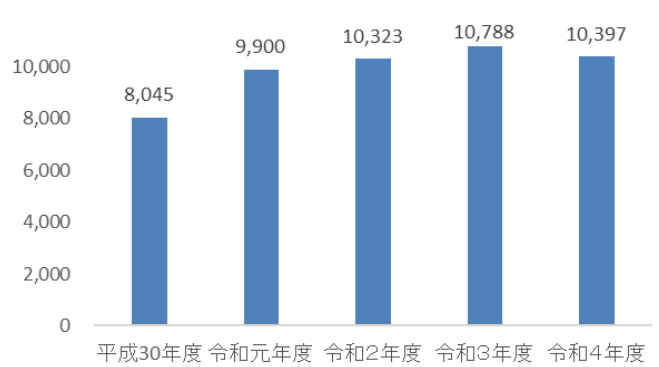
## ■資料編

### <こども家庭センター（神戸市・明石市含む）の児童虐待相談状況>

(1) 児童虐待相談件数・一時保護件数の推移



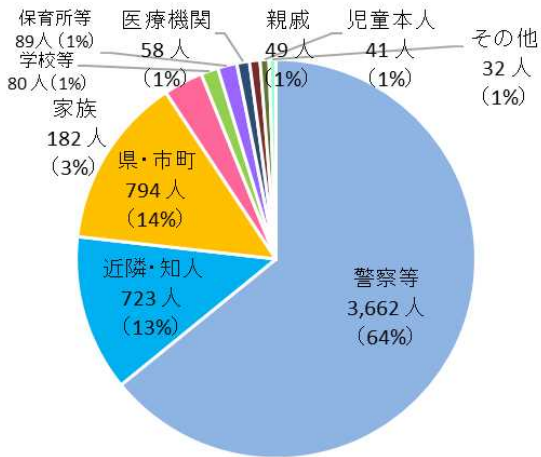
(2) 市町の虐待相談件数の推移



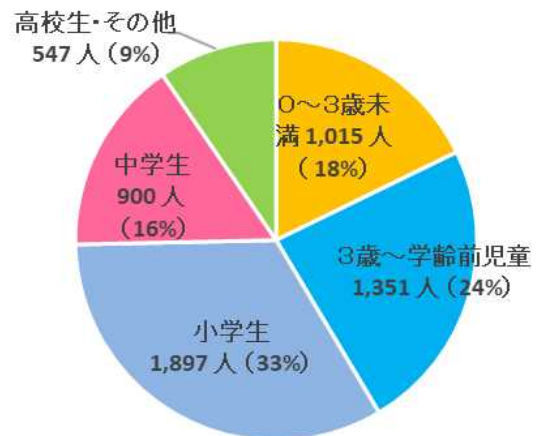
### <県こども家庭センターの虐待相談状況等>

(1) 虐待相談状況（令和4年度実績）

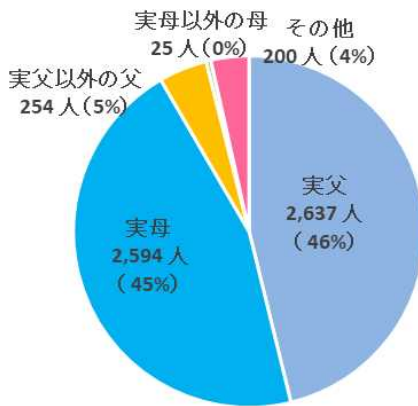
<相談経路>



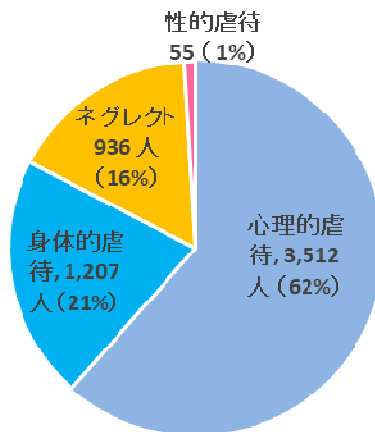
<被虐待児の年齢>



<主な虐待者>



<虐待種別>



(2) 法的対応状況

親権・後見人関係(令和4年度)

(単位:件)

	法第28条第1項第1号・第2号による措置	法第28条第2項による措置	親権停止審判の請求	親権喪失審判の請求	後見人の選任の請求
請求件数	14	3	0	0	11

(3) 一時保護の状況

ア 一時保護所利用状況(令和4年度)

(単位:人)

入所児童数		延人員		1日平均在所人員	1日平均在所日数
	うち虐待		うち虐待		
423(31)	196(18)	13,106(1,497)	7,182(1,105)	35.9	31.0

(注) ( )は、令和3年度からの繰り越し件数を内書き

イ 一時保護委託状況(令和4年度)

(単位:人)

警察	乳児院	児童養護施設	里親	その他	計	うち虐待
270(310)	126(5,962)	429(11,302)	274(5,605)	281(9,259)	1,380(32,438)	658(15,215)

(注1) 令和3年度からの継続分を含む

(注2) ( )内は委託延日数

ウ 一時保護委託年次推移

(単位:人)

年度	警察	乳児院	児童養護施設	里親	その他	計
平成30年	290	90	392	146	152	1,070
令和元年	239	129	483	297	210	1,358
令和2年	187	112	427	203	141	1,070
令和3年	239	91	483	237	210	1,260
令和4年	270	126	429	274	281	1,380